

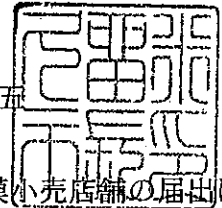
※受理年月日	福岡県 中小振
※受理番号	-8.1.-7
※備考	第 号

意見書

7商工第1002号
令和8年1月5日

福岡県知事 様

久留米市長 原口 新五



令和7年9月25日付、7中小振第281号-12で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグストアモリ荘島店
福岡県久留米市荘島町13番1
- 大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく意見
 - 駐車需要の充足等
特になし
 - 騒音の発生に係る事項
 - 住宅が近隣にあることから、早朝及び夜間における業者等搬入車両及び廃棄物収集車両の走行及び荷捌き、回収作業等については、作業員及び業者に対して騒音防止の徹底に努めること。
 - 周辺住民等から苦情の申立てがあった場合には、適切に対応すること。
 - 廃棄物に係る事項等
特になし
 - 街並みづくり等への配慮等
特になし
 - その他
他法令等に係る手続きが必要な場合については、各所管窓口にて行うものとする。
別紙・要望事項あり

別紙・要望事項

(環境部資源循環推進課)

久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っておりませんので、分別を徹底しリサイクルをお願いいたします。

資源循環推進課では、久留米市内で発生する食品ロスを削減するために、消費者が買ってすぐに食べるときは、棚の手前にある販売期限の近い商品や値引き商品を積極的に選ぶ購買行動「てまえどり」の普及・啓発を事業者と連携して実施しています。

市が作成したポスター・POP・のぼり旗を売場に掲示することなどにより「てまえどり」の普及・啓発にご協力いただける店舗を募集しています。「てまえどり」推奨店の登録については資源循環推進課までご連絡いただくか、QRコードをご確認ください。

⇒



久留米市指定ごみ袋の販売店になるには、市への登録が必要となります。その際に販売店としての登録審査を実施しますので、登録を希望される場合には資源循環推進課までご連絡をお願いします。

(久留米市環境部資源循環推進課連絡先)

電話番号：0942-37-3342 FAX番号：0942-37-3344

MAIL：seigyoun@city.kurume.lg.jp